

京都府公報

号外 第25号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (循環型社会推進課、森の保全推進課、建築指導課)	1

訓 令	ペー ジ
○部課長専行規程の一部を改正する訓令(建築指導課)	4

規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第24号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第14項第42号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同号ア中「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同号イ中「第11条(法第12条第3項)」を「第15条第1項(法第16条第3項)」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同号ウ中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同号エ中「第13条」を「第17条第1項」に改め、「検査及び」の右に「同条第2項の規定による」を加え、同号オ中「第14条」を「第20条」に改め、同号カ中「第15条」を「第21条第1項、第3項及び第4項」に改め、同号キ中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号ク中「第17条」を「第23条」に改め、同号ケ中「第19条」を「第25条」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(旧宅地造成等規制法を含む。)」に改める。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第3条 宅地造成等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、同条第1号ア中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第3号中「第14条」を「第13条」に改める。

第2条を次のように改める。

(申請書の添付書類)

第2条 省令第7条第1項第10号に規定する同意を得たことを証する書類の様式は、別記第1号様式とする。

2 省令第7条第1項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 許可を受けようとする者が個人であるときは、印鑑登録証明書(省令第7条第1項第7号に掲げる書類として印鑑登録証明書が提出される場合を除く。)

(2) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証する書類(省令第7条第1項第8号イに掲げる書類をもつてそのことを証することができない場合に限る。)

イ 印鑑証明書

(3) 工事を施行する土地又はその土地に存する工作物の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

第3条中「法第10条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。第14条第2項(法第16条第3項において準用

する場合を含む。）」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条第1項中「第11条」を「第15条第1項」に改め、「都道府県」の右に「、指定都市若しくは中核市」を加え、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「第4条」を「第7条第1項(第12号を除く。）」に、「図書」を「書類」に、「第2条第2号から第4号まで」を「第2条第2項第3号」に改める。

第5条中「造成主」を「工事主」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「第11条」を「第15条第1項」に改める。

第6条を次のように改める。

(変更の許可の申請)

第6条 法第16条第1項の規定により変更の許可を受けようとする者は、省令第37条に定める申請書及び書類に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第7条第1項中「第12条第2項」を「第16条第2項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「造成主」を「工事主」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「第11条(法第12条第3項)を「第15条第1項(法第16条第3項)に改め、同項第1号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項第2号中「の中止、許可工事の再開」を「を中止し、若しくは再開し、」に、「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第8条第1項中「第12条第3項」を「第16条第3項」に、「第11条」を「第15条第1項」に改め、「都道府県」の右に「、指定都市若しくは中核市」を加え、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、「第4条」を「第7条第1項(第12号を除く。）」に、「図書」を「書類」に、「第2条第2号から第4号まで」を「第2条第2項第3号」に改める。

第9条を次のように改める。

(工事等の届出)

第9条 法第21条第1項、第3項及び第4項の規定により工事等について届け出ようとする者は、それぞれ省令第52条各項、第55条又は第56条に定める届出書又は書類に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第10条中「令第15条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。）」第20条第2項」に改め、同条第1号中「第10条」を「第12条」に改め、同条第2号中「蛇籠堰堤」を「蛇籠堰堤かごえん」に、「すべり止め」を「滑り止め」に改める。

第11条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「造成主が、宅地造成工事」を「工

事主が、宅地造成等工事」に、「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改め、同項第1号及び第2号中「宅地」を「土地」に改め、同条第2項中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第12条とする。

第14条の見出し中「第8条第1項又は第12条第1項」を「第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に改め、同条中「第30条」を「第88条」に、「別記第13号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第6条第2項」を「第7条第2項」に、「別記第14号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第6条第1項(法第18条第2項)を「第7条第1項(法第24条第2項及び第43条第2項)に、「別記第15号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第14条第5項(法第17条第3項及び第22条第3項)を「第20条第5項(法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。)又は第39条第5項(法第42条第3項)に、「行う」を「行うものとする」に改め、同条第2項第1号中「住所、」を削り、同条を第16条とする。

別記第1号様式中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「所在」を「所在地」に改める。

別記第2号様式中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地の所在」を「土地の所在地」に、「宅地造成等規制法第10条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(第14条第2項・第16条第3項において準用する同法第14条第2項)」に改める。

別記第3号様式中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法第11条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地の」を「土地の」に、「所在」を「所在地」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、

「

切	土
盛	土

」を「

盛	土
切	土

」に、「宅地

造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

別記第4号様式中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に、「造成主」を「工事主」に、「所在」を「所在地」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「宅地の所在」を「土地の所在地」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「造成主」を「工事主」に、「宅地の所在」を「土地の所在地」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「造成主」を「工事主」に、「宅

地の所在」を「土地の所在地」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法第12条第3項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項」に、「宅地の」を「土地の」に、「所在」を「所在地」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」

に、

切	土
盛	土

 を

盛	土
切	土

 に、「宅

地造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式を削る。

別記第11号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法施行細則第13条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第12条第1項」に、「造成主」を「工事主」に、「所在」を「所在地」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第12号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法第9条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項」に、「所在」を「所在地」に、「造成主」を「工事主」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第13号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「宅地造成等規制法施行規則第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に、「造成主」を「工事主」に、「所在」を「所在地」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第14号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「宅地造成等規制法第5条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第15号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に、同様式の(表面)中「宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項」に改め、同様式の(裏面)中「本書」を「この証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第4条 都市計画法施行細則(昭和46年京都府規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の(表)中「宅地造成工事規制区域」を「旧宅地造成工事規制区域」に改める。

(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第5条 京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の151の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「許可の」を「宅地造成に関する工事の許可の」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同表の152の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に、「変更の」を「宅地造成に関する工事の変更の」に改める。

(京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正)

第6条 京都府豊かな緑を守る条例施行規則(平成18年京都府規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第5号を次のように改める。

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同法第30条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成18年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「宅地造成工事規制区域」を「旧宅地造成工事規制区域」に改める。

(京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成21年京都府規則第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「許可」を「許可及び同法第30条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可」に改める。

別表第2の1の項中「杭打ち」を「くい打ち」に改め、同表の4の項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第6条から第10条まで」を「第8条から第12条まで」に改め、同表の6の項中「宅地造成等規制法施行令第5条第2号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第1項第1号ハ」に、「地滑り抑止杭等」を「地滑り抑止ぐい等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅造法」という。）の規定に基づく事務（次項において「旧法関係事務」という。）の委任については、第1条の規定による改正前の京都府広域振興局長等に権限を委任する規則第2条第14項第42号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」と、同号アからケまでの規定中「法」とあるのは「旧法」とする。

（京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 旧法関係事務に係る手数料については、第5条の規定による改正前の京都府手数料徴収条例施行規則別表第2の151の項及び152の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

（京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 旧宅造法第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）の許可に対する第6条の規定による改正後の京都府豊かな緑を守る条例施行規則第16条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可及び次に」とする。

（京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 旧宅造法第8条第1項本文の許可を受けて行われる土地の埋立て等に対する第8条の規定による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（次項において「新土砂規則」という。）第8条第3項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（宅造法改正法附則第

2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可又は次に」とする。

6 宅造法改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間における新土砂規則別表第2の4の項の規定の適用については、同項中「第8条から第12条まで」とあるのは、「第8条（第1項第1号ハを除く。）及び第9条から第12条まで」とする。

（様式に関する経過措置）

7 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

京都府訓令第12号

本 庁

部課長専行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程の一部を改正する訓令

部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）に基づく宅地造成等に関する工事の許可及び宅地造成等に関する工事の変更の許可

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律に基づく宅地造成等に関する工事の検査済証の交付

附 則

この訓令は、令和5年5月26日から施行する。